

**議案第95号**  
松前町介護保険条例等の一部を改正する条例

**要旨**

地方税法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されることに伴い、規定を整備するため、所要の改正を行うもの。

(全員一致で可決)

**議案第96号**  
松前町指定居宅介護支援事業者の指定に關し必要な事項、並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に關する基準を定める条例の一部を改正する条例

**要旨**

これにより指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に關する基準等の一部が改正され、指定居宅介護支援事業所の管理者の資格要件が緩和されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

**問** 今回の改正の背景は。  
**答** 主任介護支援専門員の人材不足という現状があると思う。

**問** 主任介護支援専門員と介護支援専門員にそれぞれ役割があると思う。介護支援専門員で対応できるのか。  
**答** 法律の規定に基づいて職務をさせていただくことになる。

**問** 主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由とは何か。  
**答** 急な退職や病気による休暇などがある。

**問** 誰が判断して、どういう手続きをするのか。  
**答** 主任介護支援専門員が急に退職するなど不測の事態になった場合に、居宅介護支援事業所の判断で変更の届出をしてもらう。その場合は、町が介護支援専門員の資格の有無を確認し、判断することになる。

**問** 悪用するケースが考えられるが、どう対応するのか。  
**答** そういうことはないという認識で、規定に基づき正当な理由で変更の申請をしていただ

けると思っている。

(全員一致で可決)

**議案第102号**  
松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の指定について

**要旨**

松前町公(おおよけ)の施設に係る指定管理者の指定の手續等により、松前総合文化センター、松前町ふるさとライブラリー及び松前公園の指定管理者の候補者を選定したので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるもの。



松前公園

**問** 現在の指定管理者は。  
**答** 松前総合文化センター、松前町ふるさとラ

イブラリーは株式会社ケイミックスパブリックビジネスであり、松前公園は伊予鉄総合企画株式会社である。

**問** 評価委員メンバーは前回と同じか。  
**答** 前回(平成27年度)は、教育長と部課長の4名と文化センターの選定委員に文化協会会長、松前公園の選定委員に体育協会会長であったため違う。

**問** なぜ選定委員から評価委員に名称が変わったのか。  
**答** 前回は松前町教育委員会公の施設指定管理者候補選定委員会要綱に基づき委員会がつくられている。今回は改正された松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき組織したので、選定委員から評価委員へと名称を変更した。

**問** 指定管理料の金額は評価委員に事前に提示されていたのか。  
**答** 提示している。評価委員の報酬は。

**答** 条例で、日額7400円と定められている。

**問** コロナ禍の中で施設の利用が減り、減収になった場合は、行政が補填するのか。国や県からの支援はあるのか。  
**答** 町が補填する予定だ。今のところ国や県からの支援はない。

**問** 指定管理は5年契約となっている。新しく指定された業者に補填する場合、5年分一括か、単年度分か。  
**答** 5年間の包括協定と単年度の年度協定を締結している。支払いは年度協定で単年度分を支払う。

**問** 評価委員が審査する際、業者名は公表されているのか。  
**答** 業者からの説明があった後、採点を行うので業者名は分かっている。

**問** 採点結果は評価委員5名の総合点であるか。その他の点が加わっているのか。  
**答** 評価委員5名の総合点だけである。

**問** 前回(平成27年度)の更新時に地元雇用を

拡大する旨の答弁があった。5年経った現在の状況は。

**答** 地元雇用人数は、前回、文化センターは21名中15名、松前公園は17名中6名であった。現在は、文化センターは19名中10名、松前公園は9名中4名だ。松前公園は、地元雇用率35%から44%へ。文化センターは71%から53%となっている。

**意見**

新しい指定管理者に、地元雇用を増やしていただくようお願いしてもらいたい。

(全員一致で可決)



松前総合文化センター

